⑶　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
資金不足比率	194.1	175.1	212.7	153.1	124.9	131.0	10.3	108.9	86.9	64.8	38.2	—

⑷　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

・平成22年度より新たな指定管理者により国民宿舎の運営を行っている。

・指定管理者に毎月業務報告を行わせ、経営状況を厳しくチェックし、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意し、経営基盤強化に努める。

2　今後の公営企業の経営の方針

⑴　健全な経営の確保に関する事項

①　収入の増加に関する事項

・平成30年度まで続く企業債の償還金のほか、修繕負担金等に対する一般会計からの繰入金を確保していく。

②　支出の削減に関する事項

・企業債の償還金については平成27年度より減少し、平成30年度に償還が終了する。

③　その他

・引き続き指定管理者による経営を行い、平成24年度に全ての不良債務の解消を図る。

⑵　その他公営企業の経営の合理化に関する事項

・指定管理者による経営の状況を厳しくチェックし、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意し、経営基盤強化に努める。

○総務省告示第四十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十八条第二項（健全化法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。また、健全化法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十五年二月十二日

総務大臣　新藤　義孝

一　健全化法第二十八条第一項の規定による報告の概要

青森県大鰐町　財政健全化計画実施状況報告（要旨）

1　具体的な措置の実施状況

・歳入において、家庭ごみ収集の有料化、未利用財産の売却及び固定資産税の税率改正を実施。

・人件費の削減を実施（当初計画どおり）。

・スキー場管理運営の見直しを実施（当初計画以上）。

2　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成23年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
徴税の歳入確保	48	47
家庭ごみ収集有料化	10	9
人件費の抑制	101	102
公債費負担の軽減	4	4
施設管理の見直し	50	66